「振替決済口座管理規定」一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日:平成 27 年 1 月 5 日]	(下線箇所は改正部分)
新	IΒ
株式等振替決済口座管理規定	株式等振替決済口座管理規定
第1条~第7条 (現行どおり)	第1条~第7条 (省略)
(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行 うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り 扱います。 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株 予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振 替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権 者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者 通知若しくは総受益者通知(以下第26条において「総株主通知等」といいます。)又は 個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、 ご同意いただいたものとして取り扱います。	(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行 うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り 扱います。 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株 予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権 又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権 者通知、総投資主通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第26条において 「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先 出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
第9条~第10条 (現行どおり)	第9条~第10条 (省略)
(振替の申請) 第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各 号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)~(3) (現行どおり) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を 当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)し てご提出ください。	(振替の申請) 第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各 号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)~(3) (省略) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を 当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)し てご提出ください。

(1)~(2) (省略)

(1)~(2) (現行どおり)

新

(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量

(4)~(8) (現行どおり)

3~6 (現行どおり)

第12条~第14条 (現行どおり)

(担保株式等の取扱い)

- 第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、 機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、 担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、<u>担保新投資口予</u> <u>約権、</u>担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の 届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていた だきます。
- 3 (現行どおり)

第16条~第19条 (現行どおり)

(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替 上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、 お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替 旧

(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量

(4)~(8) (省略)

3~6 (省略)

第12条~第14条 (省略)

(担保株式等の取扱い)

- 第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、 機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、 担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信 託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとすると きは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 (現行どおり)

第16条~第19条 (省略)

(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債<u>又は</u> 振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から 当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の 新 旧

<u>受益権</u>について、抹消の申請があったものとみなします。
第21条~第24条 (現行どおり)

(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)
第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(新設)

第24条の3 (現行どおり)

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

- 第24条の4 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替 受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるとこ ろに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。
- 2 振替上場投資信託受益権<u>又は振替受益権</u>について、機構が定める場合には抹消の申請 をすることはできません。

第25条~第25条の7 (現行どおり)

(総株主通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主

第24条の3 (省略)

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第24条の4 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替 受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるとこ ろに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。

2 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第25条~第25条の7 (省略)

(総株主通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者

新

、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2~4 (現行どおり)

第27条 (現行どおり)

(振替新株予約権等の行使請求等)

第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 (現行どおり)
- 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資 口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行 使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約 権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と 認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該 新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求につい ては、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを 行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力 が生じます。
- 5 お客様は、第1項、第2項<u>又は第3項</u>に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予 約権<u>又は振替新投資口予約権</u>について、発行者に対する新株予約権行使請求<u>又は新投資</u>

IΗ

、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、 登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。 以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株 主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2~4 (省略)

第27条 (省略)

(振替新株予約権の行使請求等)

第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2 (省略)

(新設)

- 3 前2項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払 込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機 構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通 知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客様は、第1項<u>又は</u>第2項に基づき、振替新株予約権付社債<u>又は</u>振替新株予約権に ついて、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予

口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口 予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権 の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

- 6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約 | 権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定す る払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払 込金の振込みを委託していただくものとします。
- 7 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予 約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期 間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹 消を行います。
- 8 (現行どおり)

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に 際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行す るときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証 券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。ま た、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客 様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃 止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称 及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取 り扱います。

第30条~第36条 (現行どおり)

(解約等)

約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続 きを委任していただくものとします。

- 5 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合に は、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に 係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新 株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新 株予約権の抹消を行います。

7 (省略)

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃 止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するとき は、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は 受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約 権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これを お客様に交付します。
- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱 い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は 名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとし て取り扱います。

第30条~第36条 (省略)

(解約等)

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社│第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社

新

から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに 当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更 新されないときも同様とします。

(1)~(8) (現行どおり)

- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式 等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口 座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいた うえで、契約を解約していただきます。
 - (1) (現行どおり)
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき
 - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整 新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調 整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等につ いてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

第38条~第42条 (現行どおり)

日本証券金融株式会社

から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに 当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更 新されないときも同様とします。

(1)~(8) (省略)

- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式 等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口 座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいた うえで、契約を解約していただきます。
 - (1) (省略)
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき
 - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整 新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場 投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済 口座に増加の記載又は記録がされる場合

第38条~第42条 (省略)

日本証券金融株式会社

平成26年6月20日 改正制定

平成26年6月20日 改正制定 平成27年1月5日 一部改正